

特別事業計画

—「親身・親切」な賠償の実現に向けた「緊急特別事業計画」—

平成23年10月28日

平成24年2月3日改定

原子力損害賠償支援機構

東京電力株式会社

1. 本計画の前提	3
2. 原子力損害の賠償	6
(1) 原子力損害の状況	6
①原子力損害の発生経緯	6
②原子力損害の様態	8
③原子力損害収束についての今後の見通し	9
④原子力損害に係る実用発電用原子炉の適切な処理のための措置に 関する事項	12
(2) 要賠償額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施の ための方策	13
①要賠償額の見通し	13
②損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策	14
3. 東京電力の事業運営に関する計画	24
(1) 事業及び収支に関する中期的な計画	24
①事業運営の基本的方針	24
②特別事業計画の確実な履行の確保	24
③収支の見通し	25
(2) 経営の合理化のための方策	29
①設備投資計画等の見直し	29
②コスト削減の徹底	30
③資産等の売却	33

(3) 原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するための 東京電力による関係者に対する協力の要請その他の方策	36
①金融機関に対する協力の要請	36
②株主に対する協力の要請	37
(4) 事業の円滑な運営確保のための方策	38
(5) 経営責任の明確化のための方策	38
4. 資産及び収支の状況に係る評価に関する事項	40
(1) 資産の状況	40
(2) 収支の状況	40
5. 資金援助の内容	41
(1) 東京電力に対する資金援助の内容及び額	41
(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の 財源に関する事項	41
6. 機構の財務状況	41

1. 本計画の前提

①現状認識

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震に伴って発生した東京電力株式会社（以下「東電」という。）福島第一原子力発電所の事故は、我が国の歴史上未曾有の原子力損害を生じさせることとなり、福島県に暮らす方々を始めとする多くの国民に甚大な被害をもたらした。

現在、原子炉は「冷温停止状態」に達し、発電所の事故そのものは収束に至ったと原子力災害対策本部にて判断されたものの、依然として避難を余儀なくされた方々の多くは未だ御帰宅することもかなわず、被害を受けた地域の経済も、復興に向けた道のりの途上にあって、数多くの困難に直面したままである。

こうした状況を打開するための第一歩は、原子力損害の被害に遭われた方々の目線に立った「親身・親切」な賠償を直ちに実現し、事故前の営みを取り戻すための確かな足がかりをつかんでいただくことである。

十分な賠償が実施されない状況が続けば、被害に遭われた方々の苦痛は日々募っていき、不安はますます膨らんでいく。東電、そしてその賠償資金支払いを下支えする役割を担う原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）にとって、もはや一刻の猶予も許されない。

他方で、賠償費用や廃炉費用等の総額を合理的に見積もることは現時点では困難であり、今後漸次明らかになっていくことが見込まれる。また、東電の経営合理化の本格化に向けては、一定の期間をかけて、経営・財務のより綿密な評価・検討を行う必要がある。

②迅速な賠償の実現と改革の着手 ～「緊急特別事業計画」の策定と見直し～

こうした認識の下、東電及び機構は、緊急に取り組むべき以下の事項を、直ちに実行に移す。

- ・まず、被害者本位で、請求手続きの抜本的な改善やきめ細やかな相談対応を実施するとともに、資金援助によって賠償金の支払いを確実なものとし、賠償に関する被害に遭われた方々の安心を確保する。
- ・同時に、国民の理解を確保し、その負担を最小化するために、不断の自己改革を進める体制を構築し、東電の経営・財務の透明性を高めるとともに、退路を断って、経営の合理化の徹底に向けた具体的な道筋を明らかにする。

本計画は、これらの当面の課題を、「緊急特別事業計画」としてとりまとめたものである。

なお、平成 23 年 11 月 4 日に主務大臣により認定を受けた内容について、同年 12 月 6 日の原子力損害賠償紛争審査会（以下「紛争審査会」という。）による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（以下「中間指針追補」という。）の策定や、原子力災害対策本部による「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（以下「避難指示区域等の見直しに関する考え方」という。）の取りまとめ等、至近の状況変化を踏まえて見直しを行っている。

③改革の本格化段階 ～「総合特別事業計画」の策定～

本計画に従い、東電及び機構は、徹底した経営合理化を敢行していく。同時に、東電の経営・財務に関する徹底的な評価・検討を進め、経営合理化のさらなる深掘りを進めていく。一方で、今後、賠償費用等の見積り評価の確度が高まっていくことが予想される。

こうした状況を踏まえ、今春を目途に、本計画を改定した「総合特別事業計画」を策定する。「総合特別事業計画」においては、今後の賠償金支払いと電気事業を的確に遂行するに足る財務基盤の安定を図りつつ、電気事業制度の改革の動向等も踏まえ、東電の経営のあり方について中長期的視点からの抜本的な改革に向けた見直しを行う。

④委員会報告における指摘事項の徹底的な実行

東京電力に関する経営・財務調査委員会（以下「委員会」という。）報告では、総括的な課題として、「調査分析結果を受けての意見」及び「東電改革と関連するいくつかの課題」を挙げている。

東電及び機構は、これらの指摘事項も念頭に置きつつ、本計画、及びこれを改定する「総合特別事業計画」の期間を通じて、委員会報告において実施すべきとされた経営改革の取り組みを、徹底して実行に移す。

この方針の具体化に向けて、緊急特別事業計画に掲げた施策を精査・具体化した「改革推進のアクションプラン¹」（別紙、12月9日策定・公表、以下、「アクションプラン」という。）に基づき、経営合理化に取り組むとともに、更なる精査、深掘りを進めることで、平成 23 年度から 32 年度の 10 年間において、委員会報告に示された「2 兆 5,455 億円」を少なくとも 1,033 億円上回る、「2 兆

¹ <http://www.ndf.go.jp/gyomu/tokujikei/ap20111209.pdf>

6,488億円」を超えるコスト削減を達成していく。

また、機構は、被害に遭われた方々からの御要望の実現や、東電の合理的な経営のあり方を描く観点から、必要に応じて、政府に対しても被害に遭われた方々への支援の仕組みやエネルギー制度の改正等、必要な措置の検討を要望していく。

【参考】東京電力に関する経営・財務調査委員会報告 『I はじめに 』（一部要約）

3 調査分析結果を受けての意見

- (1) 制度由来の事業運営の非効率性のほか、高い報酬の支払い等が目立つ。
- (2) 東電の直面する資金負担は膨大で、機構による一定の管理が必要と思われる。
- (3) 支援方策を講じるにあたっては、国民負担を抑えるために、負担金を支払い続けることが可能となるよう見積もるべき。
- (4) 経営合理化に際しては、安定供給等に必要で良質な人材の確保等にも配慮すべき。
- (5) 企業体質・文化を転換し、透明性が高い新しい企業文化を育てるべき。

4 東電改革と関連するいくつかの課題

- (1) 東電の関連組織の調査・分析など委員会報告で取り上げていない課題がある。
- (2) バックエンド費用や燃料の効率的調達の仕組みについて検討が必要。
- (3) 制度全般の見直しの中で、経営体としての東電のあり方の抜本の見直しが課題。
- (4) 電気料金の引き上げについては、国民負担最小化の観点から検討されるべき。

2. 原子力損害の賠償

(1) 原子力損害の状況

①原子力損害の発生経緯

平成23年3月11日、東電福島第一原子力発電所では、1号機、2号機及び3号機の原子炉が運転中であつたが、同日14時46分に発生した三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震を受け、上記各原子炉は運転を緊急自動停止した。

同時に、地震によって全ての外部電源が失われたことを受け、非常用ディーゼル発電機が起動し、一旦は、原子炉の安全維持に必要な電源が確保された。しかしながら、地震後に襲来した津波により、多くの冷却用海水ポンプ、非常用ディーゼル発電機及び配電盤が冠水したため、6号機の1台を除く全ての非常用ディーゼル発電機が停止した。その結果、6号機を除き、全交流電源喪失の状態に陥った。

また、津波による冷却用海水ポンプの冠水により、原子炉内部の残留熱を海水に逃すための残留熱除去系や、多数の機器の熱を海水に逃すための補機冷却系が機能を喪失した。

さらに、1号機、2号機及び3号機では、交流電源を用いる全ての炉心冷却機能が失われ、交流電源を用いない炉心冷却機能までも停止したことから、緊急の対処策として、消火系ラインによる淡水又は海水の代替注水を応用し、消防車を用いた注水を実施した。しかしながら、1号機、2号機及び3号機について、それぞれ原子炉圧力容器への注水ができない事態が結果として一定時間継続したため、各号機の炉心の核燃料が水で覆われずに露出した。これにより、燃料棒被覆管が損傷し、燃料棒内にあった放射性物質が原子炉圧力容器内に放出されるとともに、燃料棒被覆管等のジルコニウムと水蒸気との化学反応により大量の水素が発生し、原子炉圧力容器の減圧の過程でこれらの放射性物質や水素が格納容器内に放出されるに至った。

また、原子炉圧力容器内で水が水蒸気となり、格納容器の内圧が徐々に上昇した。そこで、格納容器が圧力により破損することを防ぐため、1号機、2号機及び3号機について、格納容器内部の気体をサプレッションチェンバーの気相部から排気筒を通じ大気中に逃す操作である格納容器ウェットウェルベントを数回試みた。

1号機及び3号機では、格納容器から漏えいした水素が原因と思われる爆発が原子炉建屋上部で発生し、それぞれの原子炉建屋のオペレーションフロアが破壊された。なお、4号機については、定期検査のために停止していたところ、3月11日の地震及び津波により全交流電源を喪失し、3月15日、3号機から回り

込んできた水素によると思われる原子炉建屋の爆発が発生し、オペレーションフロアが破壊された。

上記の経緯等により、東電福島第一原子力発電所の原子炉が冷却できない状態が続いた場合に備えた措置として、政府による対象区域住民の方々への避難等の指示等、航行危険区域等の設定、飛行禁止区域の設定及び農林水産物等の出荷制限指示等がなされた。

そのため、上記指示等に伴う損害、放射性物質に曝露した財物価値の喪失に係る損害、さらに、いわゆる風評被害や間接被害等の損害が生じるに至っている。

【政府による避難指示等の概要】

3月11日	半径3km圏内の避難指示（福島第一） 半径3km～10km圏内の屋内退避指示（福島第一）
3月12日	半径10km圏内の避難指示（福島第一） 半径3km圏内の避難指示（福島第二） 半径3km～10km圏内の屋内退避指示（福島第二） 半径10km圏内の避難指示（福島第二） 半径20km圏内の避難指示（福島第一）
3月15日	半径20km～30km圏内の屋内退避指示（福島第一）
4月21日	半径20km圏内の警戒区域設定指示（福島第一） 避難区域を半径10km圏内から半径8km圏内に変更指示（福島第二）
4月22日	半径20km～30km圏内の屋内退避解除指示（福島第一） 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定指示
6月30日	伊達市における特定避難勧奨地点の設定
7月21日	南相馬市における特定避難勧奨地点の設定
8月3日	川内村における特定避難勧奨地点の設定 南相馬市における特定避難勧奨地点の設定（追加）
9月30日	緊急時避難準備区域の解除指示
11月25日	伊達市、南相馬市における特定避難勧奨地点の設定（追加）

②原子力損害の様態

紛争審査会は、平成 23 年 8 月 5 日、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）を策定した。

これを受けて、東電は、中間指針に沿って原子力損害の項目ごとの賠償基準を定めた。このうち、主な損害項目は次表のとおりである。

政府による避難等の指示等に係る損害	
	検査費用（人）
	避難費用
	一時立入費用
	帰宅費用
	生命・身体的損害
	精神的損害
	営業損害
	就労不能等に伴う損害
	検査費用（物）
	財物価値の喪失又は減少等
政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害	
	営業損害
	就労不能等に伴う損害
政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害	
	営業損害
	就労不能等に伴う損害
	検査費用（物）
その他の政府指示等に係る損害	
	営業損害
	就労不能等に伴う損害
	検査費用（物）
風評被害	
	農林漁業・食品産業の風評被害
	観光業の風評被害
	製造業、サービス業等の風評被害
	輸出に係る風評被害
間接被害	
放射線被ばくによる損害	

その後、平成 23 年 12 月 6 日には、紛争審査会において、自主的避難等に係る損害の賠償について中間指針追補が策定された。また、現在の指針の対象範囲となっていない損害項目についても、賠償の指針が示される見込みである。

今後、東電は、中間指針追補に定められた、自主的避難等対象区域に居住していた方々への賠償について、速やかに基準を定めるとともに、3,500 人規模の専任組織を設置し、総計 1 万人を超える規模の体制（派遣・委託を含む。）を構築する等、要員・体制を整え、3 月を目途に賠償業務を開始する予定である。また、今後新たに定められる指針に係る賠償についても、迅速に対応していく。

その他、中間指針や紛争審査会が今後策定する指針の対象とならないものの、今回の事故との間に相当因果関係を有する原子力損害は存在し得る。東電は、これらの原子力損害についても、真摯に対応し、適切な損害賠償の措置を講じていく。

③原子力損害収束についての今後の見通し

東電は、平成 23 年 4 月 17 日、事故の収束に向け、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を公表した。この中では、原子炉及び使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質の放出を抑制することを通じて、避難住民の方々の御帰宅の実現及び国民生活における安心の確保に全力で取り組むという基本的考え方の下、以下の目標を設定した。

ステップ 1	放射線量が着実に減少傾向となっている (目標達成時期の目安：3 か月程度)
ステップ 2	放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている (目標達成時期の目安：ステップ 1 終了後、3~6 か月程度)

ステップ 1 については、原子炉を冷却するための循環注水冷却システム等、事故収束に向け必要な設備を順調に構築・復旧した結果、7 月 19 日に目標を達成し、ステップ 2 に移行した。

その後、循環注水冷却システムからの注水（2、3 号機については給水系に加えて炉心スプレイからも注水）を行った結果、原子炉圧力容器底部及び格納容器内の温度はいずれの号機も概ね 100℃以下に到達した。また、その時点における格納容器からの放射性物質の放出による発電所敷地境界の被ばく線量は約 0.1 ミリシーベルト/年と評価された（目標は 1 ミリシーベルト/年以下）。さらに、循環注水冷却システムの中期的安全が確保されていることが、原子力安全・

保安院によって確認された。

以上のとおり、原子炉は「冷温停止状態」に達し、不測の事態が発生した場合にも敷地境界の被ばく線量が十分低い状態を維持できるようになった。

その他、原子炉以外の課題についても、【事故収束に向けた道筋の総括】に示すとおり、滞留水の減少等、諸般の目標を達成した。

これらの状況を受けて、平成23年12月16日、原子力災害対策本部において、原子炉は安定状態を達成し、発電所の事故そのものは収束に至ったとの判断がなされ、ステップ2の完了が確認された。

今後は、「政府・東京電力中長期対策会議」において決定された「東京電力(株)福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(以下「中長期ロードマップ」という。)に基づき、関係機関と連携しつつ、廃止措置等に向けた現場作業や研究開発を行っていく予定である。

なお、避難指示区域等の設定の解除や、解除に併せた避難住民の方々の御帰宅の検討は今後開始されと考えられることから、現時点では損害状況の把握が困難である財物価値の喪失又は減少等に関する事項についても、損害状況を確認・算定しつつ、適切な賠償を行っていく。

【事故収束に向けた道筋の総括】

課題		ステップ1 (上段:目標、下段:実施内容)	ステップ2 (上段:目標、下段:実施内容)
冷却	(1)原子炉	<p>安定的な冷却</p> <ul style="list-style-type: none"> 循環注水冷却の開始 格納容器への窒素充填開始 	<p>冷温停止状態</p> <ul style="list-style-type: none"> 圧力容器底部及び格納容器内の温度は概ね 100℃以下 格納容器からの放射性物質の放出を管理し、追加的放出による公衆被ばく線量を大幅に抑制（敷地境界において 0.1 ミリシーベルト/年。目標の 1 ミリシーベルト/年以下） 循環注水冷却システムの中期的安全が確保
	(2)燃料プール	<p>安定的な冷却</p> <ul style="list-style-type: none"> 注入操作の信頼性向上 (2,3 号機)熱交換器を設置し循環冷却システム開始 	<p>より安定的な冷却</p> <ul style="list-style-type: none"> (1,4 号機)熱交換器を設置し循環冷却開始
抑制	(3)滞留水	<p>保管場所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管 / 処理施設の設置 	<p>滞留水全体量を減少</p> <ul style="list-style-type: none"> 滞留水の水位は、豪雨や処理施設の長期停止にも耐えられるレベルまで減少
	(4)地下水	<p>海洋汚染拡大防止 (遮水壁の方式検討等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遮水壁工事に着手
	(5)大気・土壌	<p>飛散抑制 (飛散防止剤の散布等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 号機原子炉建屋カバー竣工 (3,4 号機は原子炉建屋上部の瓦礫撤去を継続中)
除染 リング ・ モニタ	(6)測定・低減・公表	<p>放射線量を十分に低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、県・市町村、東京電力によるモニタリングとその拡大・充実、公表 	
対策等 余震・	(7)津波・補強・他	<p>災害の拡大防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 号機燃料プール底部に支持構造物を設置 	
環境改善	(8)生活・職場環境	<p>環境改善の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮設寮建設や現場休憩場開設等 	
	(9)放射線管理・医療	<p>健康管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理強化や医療体制整備等 	
	(10)要員育成・配置	<p>被ばく線量管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 要員の計画的育成や配置の実施 	
中長期的課題への対応		<ul style="list-style-type: none"> 東京電力は循環注水冷却システムに係る設備等の中期運営計画及び安全性の評価結果を報告。原子力安全・保安院は循環注水冷却システムの中期的安全が確保されていることを評価・確認 	

④原子力損害に係る実用発電用原子炉の適切な処理のための措置に関する事項

今後は、これまでのプラント安定化に向けた取り組みから、確実に安定状態を維持するための取り組みに移行する。

さらに、1号機から4号機の使用済燃料プールからの燃料取り出し、1号機、2号機及び3号機の原子炉からの燃料デブリ取り出し等、原子炉の廃止措置に向けた取り組みも並行して進めていくこととなる。

平成23年7月に原子力委員会に設置された「東京電力(株)福島第一原子力発電所における中長期措置検討専門部会」においては、「燃料デブリ取り出し開始までの期間は10年以内を目標。廃止措置が全て終了するまでは30年以上の期間を要するものと推定される。」との整理がなされている。

このように、廃止措置は、その期間が長期に及ぶこと、またこれまで経験のない技術的困難性を伴う課題が多いことから、わが国の叡智を結集して取り組む必要がある。東電は、研究開発関連の予算措置や、プロジェクト管理、安全規制等を担当する関係機関と密接に連携しつつ、必要な体制を整備し、廃止措置に着実に取り組んでいく。

廃止措置について、中長期ロードマップでは、ステップ2完了から2年以内の開始を目標とした使用済燃料プール内の燃料取り出し開始までを第1期、ステップ2完了から10年以内の開始を目標とした燃料デブリ取り出し開始までを第2期、その後廃止措置終了までを第3期としている。

このうち、第1期においては、使用済燃料プール内の燃料取り出し開始のための準備作業、燃料デブリ取り出しに必要な研究開発の開始や現場調査の着手等、本格的な作業開始に向けた集中的な準備を行う。

なお、中長期ロードマップの決定に際して、原発事故の収束及び再発防止担当大臣並びに経済産業大臣より、「実施体制を一層強化すること。特に、東京電力にあっては、専任組織を直ちに設置するとともに、円滑な取り組みに必要な権限を与えること。」との指示がなされたことを踏まえ、東電では、原子力・立地本部に、廃止措置の専任組織として「福島第一対策プロジェクトチーム」を設置したところであり、廃止措置関連の計画及び予算の策定・実施等、円滑な取り組みに必要な権限を同組織に付与することとする。

また、作業安全に関しては、中長期ロードマップの決定に際しての原発事故収束及び再発防止担当大臣並びに経済産業大臣の指示を踏まえ、作業員の一般作業安全、放射線管理、健康管理について、安全事前評価、線量低減対策、医療体制整備等、ステップ2までの取り組みを継続・充実していく。

(2) 要賠償額の見直し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策

①要賠償額の見直し

i) 状況変化を踏まえた前提等の見直し

東電は、平成23年10月に策定した緊急特別事業計画では、作成時点で可能な範囲において、合理性を持って確実に見込まれる賠償見積額として1兆109億800万円と算定した。

しかしながら、以下のとおり、中間指針追補の策定や、避難指示区域等の見直しに関する考え方の取りまとめ等により、迅速かつ適切な賠償の実現に向けた新たな対応が求められており、これを踏まえ、賠償見積額を見直す必要が生じている。

ア. 精神的損害に係る東電の賠償基準の見直し

東電は、中間指針の考え方を考慮した上で、被害者の方々の避難生活に伴う御負担の状況等を踏まえ、第2期（第1期終了から6ヶ月間）の賠償額を第1期（事故発生から6ヶ月間）から減額しない賠償基準に見直した。

イ. 自主的避難等に係る賠償指針の策定

平成23年12月6日、紛争審査会において中間指針追補が策定され、新たに自主的避難等に係る賠償の指針が示された。

ウ. 避難指示区域等の見直しを踏まえた算定期間の見直し等

平成23年12月26日、原子力災害対策本部において避難指示区域等の見直しに関する考え方が取りまとめられた。この中で、平成24年3月末を目途に、新たな避難指示区域が設定されることとなったが、年間20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域として設定される「避難指示解除準備区域」においても、当面、避難指示は継続されることとされた。

緊急特別事業計画では、見積りの前提となる算定期間について、政府及び東電が取り組んでいる「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」のステップ2の目標達成時期をもとに平成23年内までとしていた。しかしながら、避難指示区域等の見直しに関する上記の考え方を踏まえると、それに伴い賠償見積額が変動する損害項目については、現時点における避難指示区域等全体としての要賠償額の算定においては、少なくとも平成25年3月までの期間で見積もることが合理的と考え、算定期間を平成25年3月までとしている。

ii) 賠償見積額

上記を踏まえ賠償見積額を見直した結果、要賠償額の見通しは1兆7,003億2,200万円となった。

なお、中間指針や東電の賠償基準に示す損害項目の中には、依然として今回の事故との相当因果関係のある範囲が明確にならない等、現時点では合理的な見積りが難しく、当該算定の対象となっていないものもある。

これらの損害項目に関する状況把握の進展を始めとして、被害者の方々との合意等によって個別具体的な損害賠償額が明らかになる等、現時点では合理的に見積もれない損害賠償額が明らかになる等の状況変化が生じた場合には、迅速な損害賠償に万が一にも支障が生じることのないよう、引き続き、必要に応じて特別事業計画の要賠償額の見通しについて変更申請を行うこととする。

②損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策

機構の設立の目的、そして東電への資金援助の目的は、原子力損害賠償支援機構法（以下「機構法」という。）の第1条に掲げる「原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施」である。

ここでいう「迅速かつ適切な賠償」とは、単に「請求を受けた金額を支払う」ということではなく、被害者の方々が直面する困難な状況を十二分に認識し、賠償の責任の大きさ、重さを自覚した上で、同じ目線に立って御要望を丁寧に受け止め、それを直ちに、着実に実行に移していく「親身・親切」な賠償のことである。

東電及び機構は、この旨を改めて肝に銘じ、それぞれの役割に応じた「親身・親切」な賠償の実行に向けて全力を尽くす。

i) 東電による対応

被害者の方々の不安を取り除くために、東電としてなすべきことは、東電福島第一・第二原子力発電所の安定状態の維持、そして迅速かつ適切な賠償を通じて、復興に向けた足がかりをつかんでいただくことである。

本計画の策定に当たり、東電は、これらの取り組みに向けてあらゆる努力を注ぎ、復興への礎を築いていく決意を新たにしたところである。

ア. 対応の概要

【賠償の基準】

東電は、中間指針を踏まえ、平成 23 年 8 月 30 日に個人の方々に関する賠償基準を、9 月 21 日に法人・個人事業主の方々に関する賠償基準を策定した。

当該基準は被害者の方々の状況を踏まえて随時適切な見直しを行っていくこととしており、10 月 26 日には、観光業の風評被害に係る賠償基準について、被害者の方々との早期合意を目指す観点から見直しを行い、11 月 24 日には、精神的損害に係る賠償基準について、避難生活に伴う御負担の大きさを踏まえて見直しを行った。

また、賠償基準の早期策定の御要望が多い損害に対応するため、財物の損害、中間指針で類型化されていない損害等に係る基準について検討を開始しており、早期に策定する。

【賠償の組織体制】

東電は、平成 23 年 4 月 28 日、福島原子力被害者支援対策本部内に福島原子力補償相談室を設置し、以下の体制を整えた。

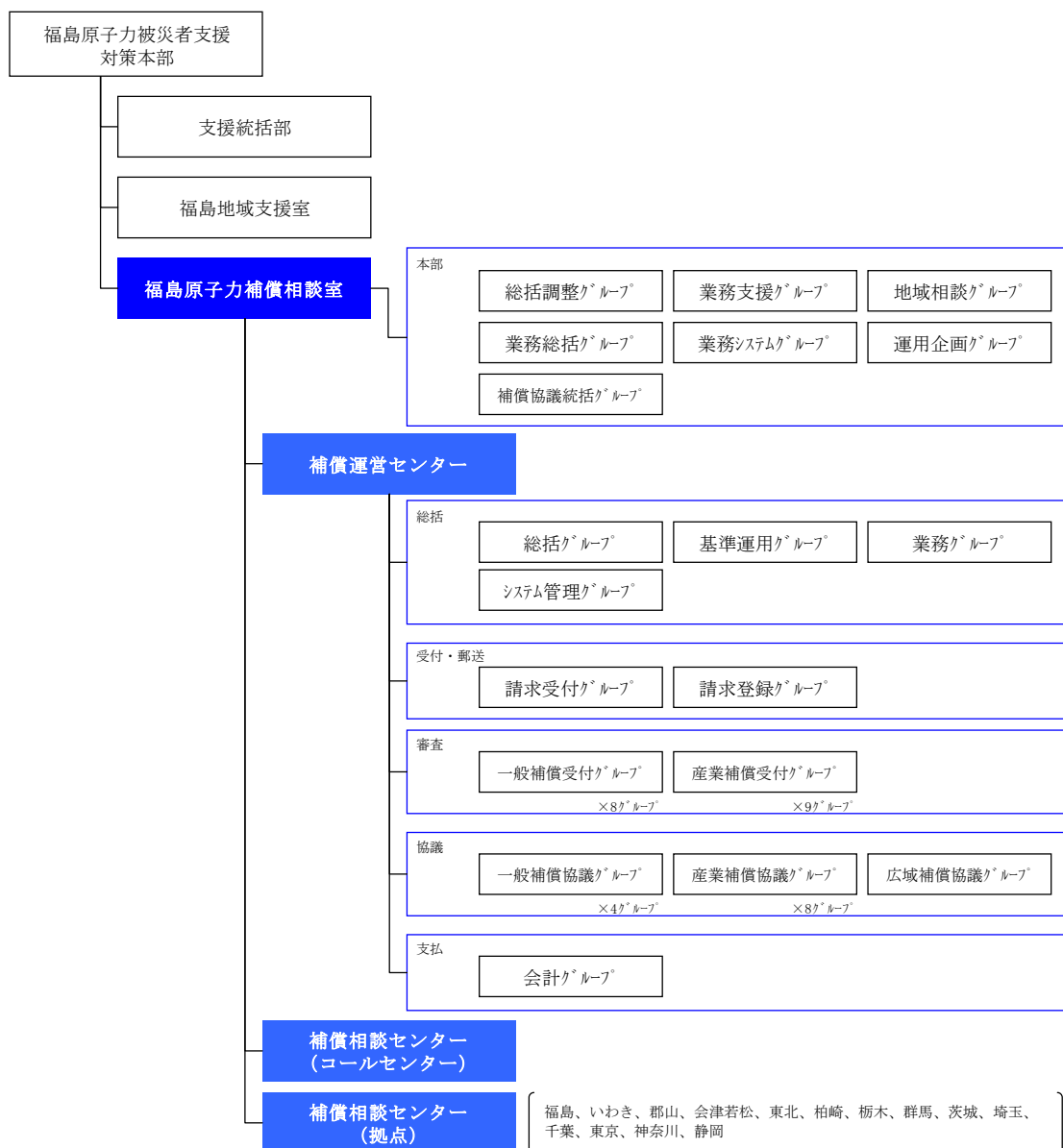
- ・ 請求関連手続きの一元的な受付窓口となる「補償運営センター」
- ・ 御意見・御相談を承る「補償相談センター（コールセンター）」
- ・ 現地で対応を行う「地域の補償相談センター」（計 14 拠点）

また、12 月 7 日には、福島県以外の東北地方における賠償業務を拡充し、請求書にご記入いただく際のサポートを充実させる観点から、御来訪による御相談もお受けできる窓口を、宮城県仙台市に開設した。これらにより、平成 24 年 1 月 31 日時点で、総計 7,600 人規模の体制（派遣・委託を含む。）により賠償業務を実施している。

【相談窓口の状況（平成 24 年 1 月 31 日現在）】

対象となる方	相談実績件数（累計）	相談窓口件数（実績）
個人さま	約 52,600 件	約 370 箇所
法人・個人事業主さま	約 17,400 件	約 180 箇所

【組織の概要】



【福島原子力補償相談室の要員内訳（平成24年1月31日現在）】

	要員数	
本部	約 150 人	(約 150 人)
補償運営センター	約 4,900 人	(約 1,300 人)
補償相談センター（コールセンター）	約 900 人	(約 60 人)
補償相談センター（拠点）	約 1,700 人	(約 1,520 人)
合計	約 7,600 人	(約 3,040 人)

※カッコ内は社員数（再掲）

【賠償の業務運営】

被害者の方々の御事情を踏まえ、以下の方針により賠償を進めている。

- ・ 個人の方からは、世帯単位・複数の賠償項目をまとめて御請求いただき、請求書や領収書等を一括して確認。
- ・ 全損害項目の一括の御請求、一部の項目のみの御請求の両方を受け付け。合意に至った項目を先行お支払い、残る損害項目は、引き続き協議。
- ・ 中間指針に沿って、漏れのない請求を可能とするべく網羅的な請求書を作成するとともに、中間指針で示されていない種類の損害についても請求書を準備し、個別に御事情をお伺い。

また、福島県、福島県内 59 市町村を始めとする自治体から、被害者の方々の御意見等の情報提供や御助言、周知活動への御助力、関係者の御紹介、社員の常駐場所の御提供等、様々な御協力を頂いている。

あわせて、農業協同組合（JA）・漁業協同組合（JF）・商工業団体・医療福祉関係団体・旅行業団体等を始めとする関係団体からも、手続きの取りまとめ、業界固有の事情等の御教示、個別説明会の開催や相談窓口の設置等、様々な御協力を頂いている。

イ. 対応の更なる充実 ～「親身・親切的な賠償のための5つのお約束」の徹底・完遂～

東電は、平成 23 年 10 月の緊急特別事業計画の策定において、それまでの賠償のあり方を根本から徹底して改め、被害者の方々に寄り添った親身・親切的な賠償を実現するべく、以下の「5つのお約束」をお示しした。

5つのお約束

- 一 迅速な賠償のお支払い
- 二 きめ細やかな賠償のお支払い
- 三 和解仲介案の尊重
- 四 親切的書類手続き
- 五 誠実な御要望への対応

以後、この内容に沿って、対応体制の整備や、漏れのない内容の請求書の送付等、十全な賠償を行うべく対応を進めてきた。

しかし、被害者の方々の生活基盤の安定は未だ実現されていない。

御請求漏れが生じることのないよう、ダイレクトメールの発送、新聞広告の実施等、被害者の方々への周知に努めてきたものの、現在まで賠償対象世帯のうち約4割、約2万7千世帯からの御請求を頂いておらず、結果としてお支払いは行き届いていない状況にある。

加えて、平成23年12月6日の紛争審査会において、自主的避難等に係る損害の賠償についての中間指針追補が策定されたことに伴い、追加的に賠償の対象となる方々の人数はおよそ150万人にも及ぶと見込まれている。

このように、賠償の対象となる全ての方々に対して「5つのお約束」を誠実に履行していくためには、これまでの取り組みをより一層深化させるとともに、対応態勢も更に拡充していくことが必要な状況にある。

こうした状況をしっかりと見据え、停滞を生じさせることなく、全ての方々の御事情に応じた親身・親切な対応を実現することが、東電に課せられた責務である。以下のとおり、人員体制を更に強化するとともに、単に御請求をお待ちする「受け身」の対応ではなく、能動的・積極的な対応を徹底し、被害者の方々に寄り添った賠償を完遂していく。

【迅速な賠償のお支払い】

被害者の方々にとって、「請求をした後、いつになれば支払いが行われるのか」ということがわからなければ、その後の生活や事業に向けた段取りを組み立てることが困難である。こうした認識の下、工程管理を徹底し、以下の目安に基づき迅速・適切なお支払いの実現に向けて取り組んできた。

- ・ 請求書類等の到着から3週間以内を目途に必要書類の確認を終了
- ・ 合意書を御返送後1~2週間を目途にお支払い

※ただし、十分な賠償を実施させていただく上で、追加の御説明が必要な場合や、不足の書類等を確認させていただく期間が必要な場合には、この期間よりも長いお時間を頂くこともある。

平成23年11月及び12月においては、事務処理の不慣れや追加の御説明、被害を受けられた方々との書類の確認等に時間を要することも多く、個人、法人合わせて約13,000件もの大量の案件について、上記の目安からの遅滞が生じてしまった。このため、下記の方策を講じてきた結果、現在滞留案件は概ね解消されている。

- ・ 個人の方からの御請求については、御請求内容の確認業務に従事する社員の増強や、確認方法の運用改善等の効率化により、1日あたり1,000件以上の確認を行い、円滑な処理を進める。

- ・ 法人及び個人事業主の方からの御請求についても、同様に御請求内容の確認業務に従事する社員の増強や、確認方法の運用改善等の効率化により、1日あたり500件以上の確認を行い、円滑な処理を進める。

今後とも、上記目安に基づく迅速な作業を行うため、工程管理の徹底や、課題の抽出・原因分析を不断に実施し、業務内容や人員配置の適時・適切な見直しを継続して行っていく。

本賠償のお支払い状況（平成24年1月31日現在）

	受付件数	支払件数	支払額※	合意額
個人	56,992件	21,530件	約279億円	約578億円
法人・個人事業主	24,822件	13,086件	約684億円	約721億円
団体		114件	約919億円	約1,178億円
その他		1件	250億円	250億円
合計	81,814件	34,731件	約2,132億円	約2,727億円

※ 合意額からこれまでお支払いした仮払金を除いた（精算した）金額

なお、平成23年12月6日には紛争審査会において中間指針追補が策定され、今後およそ150万人の方々を対象とする自主的避難等に係る賠償を進めていくこととなる。対象となる全ての方々の把握、請求書の送付、妊婦・子供の確認、避難経路の確認等、事務処理は膨大なものとなり、必要人員や業務運営体制の確保等が大きな課題となっている。

東電は、約3,500人規模の自主的避難等の賠償に係る専任組織を設置し、賠償対応人員を総計1万人超（派遣・委託を含む。）に拡充するとともに、自治体等の御指導・御支援を頂いて、早急を実施体制を整備し、3月を目途に賠償業務を開始する。

【きめ細やかな賠償のお支払い】

被害者の方々が置かれている状況は様々であり、場合によっては、支払いの遅れが生活・事業活動に大きな影響を及ぼすこととなる。特に、個人事業者等の方々が、大至急賠償金の支払いを受けなければ、事業がすぐにも行き詰ってしまうような事態も想定される。

こうした認識の下、以下の取り組みについて対応者による適時適切なお案内を引き続き徹底する。

- ・賠償項目が複数にわたる場合には、合意に至った賠償項目を先行してお支払いする。
- ・資金繰りが厳しい法人・個人事業主の方に対しては、避難対象区域に事業所等を有し、第1回の本賠償に合意いただいた方を対象に、第2回の「概算払い」として第1回の平均月額の1/2に相当する額をお支払いする。
- ・避難生活を続けておられる個人の方で、既にお支払いしている仮払補償金が第1回の本賠償合意額を上回る場合には、御請求漏れがないか等を確認させていただくとともに、御要望に応じ、仮払補償金の精算方法等について御相談させていただく。

加えて、御請求を頂いた方々に合意書を送付する際には、賠償額についての御納得をいただけるよう、丁寧な説明を徹底する。

さらに、財物の損害や、中間指針で類型化されていない損害等に係る賠償基準についても、早期に策定した上で、速やかに御請求を受け付ける。特に、不動産については、国による避難区域の見直し後、順次、賠償を開始することができるよう、基準の策定を行う。

現在まで賠償対象世帯のうち約4割、約2万7千世帯から御請求を頂いていないことから、今後、以下を実施する。

- ・請求書作成にあたって特段サポートが必要と考えられる高齢者の方々に対しては、御要望に応じて、個別訪問等により御説明並びに請求書記入のサポートを実施する。
- ・仮設住宅を始め、個別訪問による請求の御案内を実施する。
- ・御請求いただいていない方々へダイレクトメールを送付する。
- ・自主的避難の賠償開始に合わせて、全国紙及び福島県内地元紙への広告掲載を実施し、御請求をお願いする。
- ・当社ホームページに賠償金のお支払い実績を広く公表し、御請求をお願いする。

東電は、被害者の方々に十分賠償が行き渡るよう、これらの取り組みの効果を的確に評価し、適時適切に方策の見直しを行う。

【和解仲介案の尊重】

賠償額について、被害者の方々と東電との合意が得られなかった場合、裁判外紛争処理手続きの一つとして、紛争審査会に和解の仲介を依頼することが可

能である。

今後、賠償手続きが本格化し、賠償範囲も広がっていくに従い、紛争処理の手続きは増加していくことが見込まれている。こうした状況を踏まえ、紛争審査会に「原子力損害賠償紛争解決センター」が設置されたところである。裁判費用を要しない紛争審査会の利用は、被害者の方々の御負担の軽減や紛争の迅速な解決に役立つものと考えられる。

被害者の方々の立場に立ち、東電として、審理の円滑化への協力を始め、紛争処理の迅速化に積極的に貢献し、原子力損害賠償紛争解決センターから仲介案を示された場合には、これを尊重して対応する。また、損害項目ごとの部分的な和解を受け入れる等、お支払いの迅速化に努める。

【親切な書類手続き】

大量複雑な請求書への御叱責を頂いたことを踏まえ、請求対象となる損害項目を簡単に確認できるよう「ご請求簡単ガイド」（以下「ガイド」という。）を作成し、平成 23 年 10 月 12 日に被害者の方々にお送りした。ガイドへの御記入内容を踏まえて、東電の側から請求書に御記入いただく際のサポートをさせていただき、引き続き円滑な御請求を実現していく。

また、第 2 回の請求書類においては、全体のページ数・項目数の削減（第 1 回：60 ページ、2,115 項目→第 2 回：34 ページ、1,005 項目）や、複雑な表の簡素化、事前印字の実施等、記入分量を大幅に削減した。また、御記入しやすくするため、実際に御記入いただく順番に構成を変更したことに加え、レイアウトを変更する等の改善を実施した。さらに、請求書に関する説明会の開催や、個別訪問による御説明を実施した。本請求書は、平成 23 年 12 月 2 日に被害者の方々に発送し、5 日より受付を開始した。

今後とも、こうした書類手続きの簡素化を徹底して実施し、被害者の方々にとっての「請求しやすさ」を実現し、御負担を軽減する。

【誠実な御要望への対応】

被害者の方々や、窓口となっただいただいている各自治体や団体からは、御要望に対する東電の対応策のわかりづらさ、対応の遅さについての御叱責を賜っている。

コールセンター等を通じて頂戴した主な御要望や御質問については、東電としての対応や考え方を、ホームページにおいて「本賠償のご請求に関してよくいただくご質問」として公開している。

今後とも、御要望の着実な汲み取りと迅速な対応策の策定・組織内周知を徹底し、対応方針についてのわかりやすい周知に努めていく。

ii) 機構による対応

損害賠償の迅速かつ適切な実施を確保する責務を負うのは、東電だけではない。機構は、機構法の規定に基づいて、被害者の方々からの御相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う役割を担うとともに、特別事業計画の着実な履行を確保する観点から、東電の賠償金支払いの取り組みを管理する立場にある。すなわち、機構もまた、「親身・親切」な賠償の確保に責任を負っている。

被害者の方々は、上記のとおり、請求手続きの簡素化を始め、東電に対する御要望が実際の改善になかなかつなげていかない現状に対し、賠償請求の相手方となる東電以外の関係機関が、同じ目線に立って状況打開に積極的な役割を果たすことを期待している。

こうした声にお応えし、被害者の方々に寄り添った支援を展開するため、機構は、賠償手続き全体の「道しるべ」役として、以下の「親身・親切な賠償のための3つの事業」を行う。

ア. 専門家チームによる巡回相談の実施等

弁護士を始めとする専門家からなる「訪問相談チーム」が、福島県内の仮設住宅を始めとする福島県内外の避難先等を巡回し、被害住民の方々等を対象として、損害賠償の請求・申立てに関する無料の説明会と対面による個別相談を、土日祝日も含め実施する。福島県内の仮設住宅については、平成24年3月までに一巡できるよう、機構の側から被害者の方々へ主体的にアクセスする。

平成23年11月に福島県郡山市に設置した福島事務所を始めとする福島県内数か所を会場として、専門家による損害賠償の請求・申立てに関する無料の対面による個別相談を実施する。

加えて、東京の機構本部においても、行政書士による、損害賠償の請求・申立てに関する電話による無料の情報提供を、土日祝日を含めて実施するほか、弁護士による無料の対面及び電話による個別相談を週2回実施する。

イ. 賠償実施状況のモニタリング

損害賠償の迅速かつ適切な実施を確保するため、機構本部に設置した賠償モニタリンググループにおいて、職員を東電に派遣し、迅速かつ適切な賠償金の

支払いがなされているか確認することを目的として、支払いの実態に関するモニタリングを常時行う。具体的には、東電に賠償金支払い専用の口座を設け、機構は毎月、東電が賠償金支払いの見通し額を適切に見積もっているかを検証した上で、次月末までに必要と見込まれる額を資金交付の額の範囲内で当該口座に振り込むこととする。あわせて機構は、当該口座の資金が迅速かつ適切に賠償金支払いのみに使用されているかについて、検証を行う。加えて、モニタリングの結果については、外部の有識者を中心とした賠償モニタリング委員会において、検証を行う。

また、東電が上記の「5つのお約束」に従った取り組みを実施しているかをチェックし、問題があれば直ちに改善を求め、是正する。

ウ. 被害者の方々の声の伝達

「訪問相談チーム」や福島事務所等における支援の取り組み等を通じて、被害者の方々が真に必要としているものを現場で把握し、これを東電及び政府・自治体と速やかに共有して、必要な対応を求める「リエゾン」としての役割を果たす。

東電に対する御要望については、上記の「5つのお約束」（誠実な御要望への対応）に基づいて、対応方針を明らかにすることを求め、確実な改善につなげていく。

3. 東京電力の事業運営に関する計画

(1) 事業及び収支に関する中期的な計画

①事業運営の基本的方針

東電は、機構による資金援助の意義が、平成 23 年 10 月の緊急特別事業計画にあるとおり、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施、及びプラントの安定化や電力の安定供給を始めとする事業の円滑な運営の確保にあることを改めて認識した上で、以下の方針に従って事業運営を行うこととする。

- ・電力の安定供給という電気事業者の基本的な使命を確実に果たしつつ、「事故により御迷惑をおかけしている皆様への対応」、「東電福島第一・第二原子力発電所の安定状態の維持と福島第一 1~4 号機の廃止措置に向けた取り組み」、「経営合理化」に重点を置いて経営を進める。

すなわち、

- ・被害者の方々に対しては、「5つのお約束」に基づいて、迅速かつ適切な賠償の実施に努める。
- ・「東電福島第一・第二原子力発電所の安定状態の維持と福島第一 1~4 号機の廃止措置に向けた取り組み」については、国民の皆様安心して生活いただけるよう、全力で取り組む。
- ・「経営合理化」については、緊急特別事業計画に記載した事項を徹底的に実行に移す。

②特別事業計画の確実な履行の確保

東電と機構は、以下の協働体制の下で、緊急特別事業計画を確実に履行していく。

- ・東電の若手・中堅社員と機構の職員を主体とする「改革推進チーム」を編成、あわせて、東電と機構が有機的に連携し、改革の徹底に向けた意思疎通の円滑化・認識の共有を図るため、東電社内に機構職員の常駐スペースを設置し、機構は職員を派遣。
- ・設備効率化、購買改革、人件費削減、資産売却等の経営合理化や、財務・資金の管理、迅速かつ適切な賠償金支払いといった主要なテーマごとに、「改革推進チーム」と東電の各部門担当者からなる「ワーキンググループ」を設置。

- ・「ワーキンググループ」において、本計画に記載する賠償金支払い手続きの改善や経営合理化等の各取り組みについて、実施内容の詳細、実施時期、具体的な段取り等を盛り込んだ「アクションプラン」を策定・公表（平成23年12月9日）。アクションプランに基づく具体的施策の実行に当たっては、機構の職員は、本計画及び委員会報告の内容・趣旨を踏まえた適切性についてもチェックを実施。
- ・経営合理化や資金繰り等財務管理、賠償金支払い等、改革推進に必要な事項に関し、機構・東電のトップが参加する「経営改革委員会」を設置し、東電のトップレベルでのコミットメントの確保と実効的なモニタリングを実施するとともに、機構の運営委員会においても東電の経営陣から取り組みの進捗状況を定期的に報告。また、現場レベルでも、機構は、職員がメンバーである「ワーキンググループ」等を通じて、取り組みの進捗状況を管理。

③収支の見通し²

i) 損益の見通し

平成24年3月期の営業収益は、電気事業営業収益が879億円減少する影響により、対前期比645億円の減収となる見込みである。一方、営業費用は、主に電源構成の変化に伴う電気事業営業費用の燃料費増加の影響を踏まえて6,248億円の増加を見込んでいるため、平成24年3月期の営業損益は、対前期比6,894億円の減益となる3,327億円の損失を見込んでいる。

また、平成24年3月期は、特別損失に災害特別損失の追加計上及び賠償金支払いに係る損失を計上する見込みである一方、特別利益には、賠償金支払いに係る損失と同額の機構からの資金交付金を計上すること等により税引前当期純損益は対前期比2,330億円増益となる5,763億円の損失を見込んでいる。

法人税等については、平成23年3月期に東北地方太平洋沖地震の影響を受けて繰延税金資産を全額取り崩しており、平成24年3月期に法人税等の計上はほぼ見込まれないこと等から、当期純損益は5,763億円の損失見込みとなっている。その結果、平成24年3月期の純資産の見込みは、対前期末比5,560億円の減少となる、7,088億円となっている。

² 平成23年10月に策定した緊急特別事業計画における収支見通し。直近の情勢変動等による変更が生じうる。

ii) キャッシュフローの見通し

平成24年3月期の営業キャッシュフローは、燃料費支出の増加や東電福島第一原子力発電所に係る安定化費用等の支出が見込まれるため、対前期比1兆3,632億円の減少となる4,398億円の支出の見込みとなっている。

一方、投資キャッシュフローは、電気事業遂行に必要なもの以外の事業、有価証券及び不動産等の余剰資産の売却による収入が見込まれるため、対前期比4,684億円の削減となる2,803億円の支出の見込みとなっている。

平成23年3月期の財務キャッシュフローは、総額1兆8,650億円の緊急融資を受けたことで多額の収入超となったが、平成24年3月期は社債償還による支出等の影響により、対前期比2兆3,433億円の減少となる4,607億円の支出の見込みとなっている。

以上より、平成24年3月期の現金及び現金同等物は、対前期末比で1兆1,808億円減少し、現金及び現金同等物期末残高は9,536億円となる見込みである。

損益実績・計画

(単位:億円)

	H23/3期 (実績)	H24/3期 (計画)	増減
営業収益	51,463	50,818	(645)
電気事業営業収益	50,646	49,767	(879)
附帯事業営業収益	817	1,051	234
営業費用	47,897	54,145	6,248
電気事業営業費用	47,105	53,163	6,058
附帯事業営業費用	792	982	190
営業利益(損失)	3,567	(3,327)	(6,894)
営業外損益	(856)	(795)	61
経常利益(損失)	2,711	(4,122)	(6,832)
特別法上の引当金繰入(取崩)	61	16	(45)
特別損益	(10,742)	(1,625)	9,118
税引前当期純利益(損失)	(8,093)	(5,763)	2,330
法人税等	4,493	-	(4,493)
当期純利益(損失)	(12,586)	(5,763)	6,823
(参考)純資産	12,648	7,088	(5,560)

キャッシュフロー実績・計画

(単位:億円)

	H23/3期 (実績)	H24/3期 (計画)	増減
営業キャッシュフロー	9,234	(4,398)	(13,632)
投資キャッシュフロー	(7,487)	(2,803)	4,684
財務キャッシュフロー	18,826	(4,607)	(23,433)
現金及び現金同等物の増減	20,572	(11,808)	(32,380)
現金及び現金同等物期首残高	772	21,344	20,572
現金及び現金同等物期末残高	21,344	9,536	(11,808)

(億円未満を四捨五入して表示)

iii) 24 年度以降の収支計画

平成 24 年度を含む以後の期間においても、上記①の事業運営の基本方針に沿って、経営の合理化を進めていく。

なお、平成 25 年 3 月期以降の収支やキャッシュフローの見通しについては、エネルギー制度改革の動向等を踏まえつつ、今春を目途に策定を予定している総合特別事業計画において、委員会報告で公表している事業計画を見直すことを計画している。

【参考：委員会報告に記載された 10 年間の事業計画の詳細】

<原子力発電所稼働ケース>

	(単位: 億円)								
	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
値上げなし									
営業収益	55,828	56,634	57,451	57,987	58,558	59,136	59,651	59,988	60,283
営業損益	(3,964)	(1,424)	1,255	3,649	3,991	4,761	5,456	6,335	6,757
経常損益	(4,491)	(2,193)	1,302	2,873	3,239	4,053	4,831	5,786	6,322
当期純損益	(4,493)	(2,296)	1,237	2,871	3,237	4,052	4,830	4,591	4,185
営業キャッシュフロー	2,592	5,848	9,290	11,092	11,616	12,202	12,954	14,887	14,178
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(6,374)	(2,465)	1,972	4,109	3,733	3,962	4,453	5,539	4,185
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(14,860)	(9,184)	(3,602)	(3,143)	(3,370)	(2,881)	(3,399)	(1,320)	(3,149)
現金及び現金同等物の期末残高	(5,776)	(14,961)	(18,562)	(21,706)	(25,075)	(27,957)	(31,356)	(32,676)	(35,824)
値上げ5%									
営業収益	58,278	59,115	59,959	60,523	61,119	61,723	62,262	62,621	62,937
営業損益	(1,546)	1,023	3,730	6,151	6,519	7,313	8,032	8,933	9,376
経常損益	(2,074)	254	3,777	5,374	5,766	6,606	7,408	8,384	8,941
当期純損益	(2,076)	151	3,712	5,372	5,372	4,274	5,001	5,496	5,984
営業キャッシュフロー	4,870	8,293	11,763	13,594	14,532	16,492	14,636	16,735	16,279
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(4,095)	(19)	4,445	6,611	6,257	5,921	3,729	5,694	5,467
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(12,581)	(6,739)	(1,128)	(641)	(846)	(922)	(4,123)	(1,164)	(1,867)
現金及び現金同等物の期末残高	(3,497)	(10,236)	(11,364)	(12,005)	(12,851)	(13,773)	(17,896)	(19,061)	(20,927)
値上げ10%									
営業収益	60,728	61,595	62,468	63,058	63,681	64,310	64,873	65,254	65,591
営業損益	871	3,471	6,206	8,652	9,046	9,866	10,609	11,532	11,994
経常損益	344	2,702	6,252	7,876	8,294	9,158	9,985	10,983	11,560
当期純損益	342	2,599	6,187	6,003	5,526	6,057	6,646	7,272	7,687
営業キャッシュフロー	7,149	10,739	14,237	17,967	16,620	17,190	18,176	19,145	19,042
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(1,816)	2,427	6,919	9,113	5,972	5,850	6,338	7,281	7,314
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(10,302)	(4,293)	1,345	1,861	(1,131)	(993)	(1,514)	422	(20)
現金及び現金同等物の期末残高	(1,218)	(5,511)	(4,166)	(2,305)	(3,436)	(4,429)	(5,943)	(5,520)	(5,540)

<1年後原子力発電所稼働ケース>

値上げなし (単位: 億円)									
	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	55,777	56,640	57,451	57,987	58,558	59,136	59,651	59,988	60,283
営業損益	(6,676)	(3,501)	(228)	3,276	3,944	4,642	5,484	6,328	6,786
経常損益	(7,205)	(4,274)	(187)	2,493	3,185	3,928	4,853	5,773	6,345
当期純損益	(7,207)	(4,377)	(252)	2,491	3,183	3,926	4,851	5,771	6,342
営業キャッシュフロー	(659)	3,542	7,868	10,767	11,510	12,099	12,936	13,687	14,823
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(9,549)	(4,726)	817	3,912	3,504	3,805	4,428	5,526	5,959
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(18,036)	(11,446)	(4,756)	(3,340)	(3,599)	(3,038)	(3,424)	(1,333)	(1,375)
現金及び現金同等物の期末残高	(8,948)	(20,394)	(25,150)	(28,490)	(32,089)	(35,127)	(38,551)	(39,884)	(41,260)

値上げ5%									
	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	58,227	59,121	59,960	60,523	61,119	61,723	62,262	62,621	62,937
営業損益	(4,259)	(1,053)	2,247	5,777	6,471	7,194	8,061	8,926	9,405
経常損益	(4,788)	(1,827)	2,288	4,994	5,713	6,481	7,430	8,371	8,964
当期純損益	(4,790)	(1,929)	2,223	4,993	5,711	6,193	7,474	8,564	9,169
営業キャッシュフロー	1,619	5,988	10,341	13,269	14,034	14,936	17,724	15,168	16,795
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(7,270)	(2,280)	3,291	6,414	6,028	6,356	6,572	4,302	5,838
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(15,757)	(9,000)	(2,282)	(838)	(1,075)	(487)	(1,280)	(2,557)	(1,496)
現金及び現金同等物の期末残高	(6,669)	(15,669)	(17,951)	(18,790)	(19,865)	(20,352)	(21,631)	(24,188)	(25,684)

値上げ10%									
	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	60,677	61,601	62,468	63,058	63,681	64,310	64,873	65,254	65,591
営業損益	(1,841)	1,394	4,722	8,279	8,999	9,747	10,637	11,525	12,024
経常損益	(2,370)	621	4,763	7,496	8,240	9,033	10,007	10,969	11,583
当期純損益	(2,372)	518	4,698	7,494	8,202	9,086	10,173	11,161	11,816
営業キャッシュフロー	3,898	8,434	12,815	15,771	18,994	16,490	18,316	18,850	19,240
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(4,992)	165	5,764	8,916	8,552	5,250	6,379	7,052	7,449
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(13,478)	(6,554)	191	1,664	1,449	(1,593)	(1,473)	193	115
現金及び現金同等物の期末残高	(4,390)	(10,944)	(10,753)	(9,089)	(7,641)	(9,233)	(10,707)	(10,513)	(10,398)

<原子力発電所非稼働ケース>

値上げなし (単位: 億円)									
	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	55,804	56,573	57,342	57,908	58,523	59,101	59,615	59,952	60,248
営業損益	(6,214)	(5,022)	(3,816)	(1,595)	(1,332)	(949)	(318)	1,426	3,333
経常損益	(6,743)	(5,796)	(3,780)	(2,389)	(2,110)	(1,689)	(983)	829	2,842
当期純損益	(10,594)	(5,899)	(3,845)	(2,391)	(2,111)	(1,690)	(985)	827	2,840
営業キャッシュフロー	(516)	1,308	3,121	5,129	5,213	5,477	6,129	8,757	10,456
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(8,800)	(6,121)	(3,481)	(1,155)	(3,150)	(4,383)	(3,973)	(651)	1,986
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(17,286)	(12,841)	(9,054)	(8,407)	(10,253)	(11,226)	(11,825)	(7,510)	(5,348)
現金及び現金同等物の期末残高	(7,964)	(20,805)	(29,859)	(38,266)	(48,518)	(59,745)	(71,570)	(79,079)	(84,427)

値上げ5%									
	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	58,254	59,054	59,850	60,443	61,084	61,688	62,226	62,586	62,902
営業損益	(3,797)	(2,574)	(1,341)	907	1,195	1,604	2,259	4,024	5,952
経常損益	(4,326)	(3,349)	(1,305)	112	418	864	1,594	3,427	5,460
当期純損益	(8,176)	(3,452)	(1,370)	110	416	862	1,592	3,425	5,458
営業キャッシュフロー	1,763	3,754	5,595	7,631	7,737	8,028	8,705	11,356	13,071
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(6,521)	(3,675)	(1,007)	1,347	(626)	(1,832)	(1,398)	1,948	4,602
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(15,007)	(10,395)	(6,580)	(5,905)	(7,729)	(8,675)	(9,250)	(4,911)	(2,732)
現金及び現金同等物の期末残高	(5,685)	(16,080)	(22,660)	(28,565)	(36,294)	(44,969)	(54,219)	(59,130)	(61,862)

値上げ10%									
	H25/3期	H26/3期	H27/3期	H28/3期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期
営業収益	60,704	61,534	62,359	62,979	63,645	64,275	64,837	65,219	65,556
営業損益	(1,379)	(127)	1,135	3,408	3,723	4,156	4,835	6,623	8,571
経常損益	(1,908)	(901)	1,170	2,614	2,945	3,416	4,171	6,025	8,079
当期純損益	(5,759)	(1,004)	1,105	2,612	2,943	3,415	4,169	5,396	6,739
営業キャッシュフロー	4,042	6,199	8,068	10,133	10,261	10,579	11,280	14,582	17,582
設備投資・税金支払い後キャッシュフロー	(4,242)	(1,230)	1,466	3,849	1,898	719	1,177	4,547	6,274
現金及び現金同等物の増減額(純キャッシュフロー)	(12,728)	(7,949)	(4,107)	(3,403)	(5,205)	(6,124)	(6,675)	(2,312)	(1,060)
現金及び現金同等物の期末残高	(3,406)	(11,355)	(15,462)	(18,865)	(24,070)	(30,194)	(36,869)	(39,181)	(40,241)

(2) 経営の合理化のための方策

① 設備投資計画等の見直し

供給設備、流通（系統）設備に関する投資計画は電気事業を営む東電にとって根幹をなす計画であり、また、減価償却費や設備投資に基づく固定資産の機能を維持するための支出である修繕費は、現状、電気事業営業費用の約 2 割を占めている。

以上を踏まえ、長期的な経営合理化及び電気の安定供給の観点から、設備投資計画及び修繕費について以下のとおり見直しを行う。

i) 供給設備（発電所の新設・リプレイス）

供給設備については、その投資計画の前提となる需要想定について、再検証した上で、今後、新規電源開発や既存設備のリプレイスを行う際には、独立発電事業者（IPP 事業者）等他社電源を最大限有効活用する等、設備投資の抑制・効率化を行う。

ii) 流通設備

流通設備については、震災後の電源構成の変化に伴う潮流の変化を踏まえ、現状の投資計画の下では、使用容量が過剰または不足となっていないか、逼迫となっているか否かを検証の上、必要に応じて、投資計画を見直す。

iii) 修繕費

修繕費については、電力の安定供給と密接に関連しているが、過去 10 年、原子力不祥事や震災による原子力発電所の停止に伴う収益の厳しさ及び物理的な理由から、修繕の繰り延べ等が行われ、漸減傾向で推移している。

そこで、安定供給確保の観点から不可欠な修繕が抜け落ちていないか検証することを前提として、今後とも不要不急な修繕が行われないようにするとともに、後述する調達改革による単価の削減を行う。

iv) アクションプランに基づく具体的施策の実施

上記の設備投資計画の見直しに向けた具体的な行動として、東電及び機構において構築した、上記各項目についての検討・実施体制の下で、アクションプランに基づき、直ちに具体的施策を実行する。

②コスト削減の徹底

東電の営業費用は、全体の 98.3%を占める電気事業営業費用（調達コスト（資材・役務調達コスト、買電・燃料調達コスト）、人件費、その他経費）と、全体の 1.7%を占める附帯事業営業費用に分けられる。

コスト削減策は全て「数量削減」又は「単価削減」に帰着することから、これら全てのコストについて、「数量」及び「単価」の両面から全面的に見直し、コスト削減に取り組むことで、平成 23 年度において 2,374 億円のコスト削減を実行する。

なお、平成 24 年度以降、コスト削減策について更なる深掘りをするとともに、新たに実行可能なコスト削減策についても最大限実行していく。

i) 資材・役務調達費用（平成 23 年度コスト削減額：434 億円³）

資材・役務調達費用については、「単価」の削減により、短期間で即効性のあるコスト削減を行うことが可能であることから、短・中期的なコスト削減策として、まずは、以下の「単価」の削減策に注力する。あわせて、短・中期で実行可能な「数量」の削減についても、可能なもの（建物整備工事の中止等）を実行する。

- ・ 関係会社との取引における発注方法の工夫（競争的発注方法の拡大、工事の効率化向上等）
- ・ 外部取引先との取引構造・発注方法の見直し（代理店を介在した取引構造の見直し、関係会社が一次下請けとして介在した取引構造の見直し、流通設備の点検直営化等）
- ・ 東電グループ内における仕様・設計手法の標準化（発電所設計の見直し、機器仕様の標準化等）

また、中長期的なコスト削減策としては、「数量」の削減が不可欠であることから、上記①の設備投資計画の見直しを踏まえ、設備投資の最適化による減価償却費の抑制等を行う。

加えて、中長期的なコスト削減策における「単価」の削減について、東電単独では実行できない、業界横断的なコスト削減策（①各電力会社が独自に設定

³ 平成 23 年 10 月に策定した緊急特別事業計画において、資材・役務調達費用のコスト削減策に整理していたシステム委託等の中止については、後述するその他経費に整理している。なお、これによる平成 23 年度のコスト削減策の総額に変更はない。

してきた機器の設計・仕様の統一等（スマートメーターの標準化等）、②各電力会社がそれぞれ傘下に有している関係会社の（管内に限らない）業界横断的な再編）についても検討を進める。

具体的には、東電及び機構において構築した検討・実施体制の下で、短期のコスト削減及び中長期的な「数量」の削減については、アクションプランに基づき直ちに具体的施策を実行し、平成 23 年度において 434 億円のコスト削減を実行する。また、上記の中長期的な「単価」の削減については、アクションプランに定めた検討の段取りに基づき、実施に向けた取り組みを進める。

ii) 買電・燃料調達費用（平成 23 年度コスト削減額：111 億円）

買電・燃料調達費用については、長期契約に基づいて決定されていることから、中長期的なコスト削減策が中心となるが、まず、短期のコスト削減策として、短期的な買電購入単価の見直し（卸電力取引所の活用による供給原価の低減を含む。）や燃料転換による燃料単価の見直し等、実行可能な「単価」の削減策を実行する。

また、中長期的なコスト削減策として、今後長期契約の更新時期をとらえ、引き続き他社電源購入契約単価の見直し等、「単価」の削減策に注力する。あわせて、燃料の共同購入・融通の取り組み等、業界横断的なコスト削減策についても検討を進める。

具体的には、東電及び機構において構築した検討・実施体制の下で、短期のコスト削減については、アクションプランに基づき、直ちに具体的施策を実行し、平成 23 年度において、111 億円のコスト削減を実行する。また、中長期的なコスト削減策については、アクションプランに定めた検討の段取りに基づき、実施に向けた取り組みを進める。

iii) 人件費（平成 23 年度コスト削減額：614 億円）

人件費（「給与・賞与」、「退職給付」及び「福利厚生」）については、「数量」及び「単価」の両面においてコスト削減を行うことが可能であることから、長期的な観点も踏まえ、以下の「数量」及び「単価」の削減策に注力する。

ア. 「数量」の削減策

【人員削減】

人員数については、グループの体制見直しや業務の抜本的な簡素化・合理化等を通じて、全体として効率化を図り、平成 25 年度期末までに、新規採用抑制

や希望退職等により平成 23 年度期初の人員数から連結で約 7,400 人、単体で約 3,600 人の人員削減を実行する。

なお、具体的な人員数の削減時期等については、年齢別の人員構成のあり方、労使間の長期的な関係、有用な人材の流出防止といった長期的な観点を踏まえ、検討を進める。

イ. 「単価」の削減策

【給与・賞与の削減】

給与・賞与については、平成 23 年 6 月以降実施している、社員の年収の一律減額措置（管理職は年収の 25%の削減（基本年棒 10%、業績年棒（賞与）62%の削減）、一般職は年収の 20%の削減（月額給与 5%、賞与 50%以上の削減））について、当面の間は継続する。

また、今後の管理職の基本年棒及び一般職の月額給与については、全体として現在の削減後の水準を維持しつつ、2 年後を目途に従業員のモチベーションを維持しうるメリハリをつけた新人事・処遇制度に移行する。賞与減額の復元時期及び範囲（水準）については、上記の新人事・処遇制度とあわせ、特別負担金の支払い状況等を考慮した検討を進める。

加えて、時間外労働に係る賃金の割増率について、法定の平日 25%増等にまで引き下げる。

【退職給付制度の見直し】

確定給付企業年金については、現役の社員のみならず、受給権者（OB）についても再評価率の下限を引き下げ（現役 1.5%、受給権者 2.25%以下）、また終身年金についても減額すること（30%の削減）に向けて取り組み、平成 24 年度中の新制度実施を目指す。

【福利厚生制度の見直し】

福利厚生については、健康保険の会社負担率の引き下げ、財形年金貯蓄の廃止（保証利率廃止）、リフレッシュ財形の廃止、従業員持株制度における持株奨励金の引き下げ、カフェテリアプランの内容縮小を実行する。

ウ. アクションプランに基づく具体的施策の実施

上記コスト削減策に向けた具体的な行動として、東電及び機構において構築した検討・実施体制の下で、給与・賞与、福利厚生については、アクションプランに基づき、既に定められている実施計画を検証、直ちに具体的施策を実行

し、平成 23 年度においては、614 億円のコスト削減を実行する。また、人員数の削減、退職給付については、アクションプランに基づき、直ちに具体的施策を実行する。

なお、具体的な人員数の削減時期及び新人事・処遇制度への移行等については、アクションプランに定めた検討の段取りに基づき、実施に向けた取り組みを進める。

iv) その他経費（平成 23 年度コスト削減額：1,215 億円）

その他経費は多種少額な費目からなるが、「数量」及び「単価」の両面において、短期から中長期にわたって、継続的にコスト削減を行うことが可能であることから、全ての費目について、以下の方法等により「数量」及び「単価」の削減策に注力する。

- ・ 寄付金の中止等
- ・ 厚生施設関係費用の削減
- ・ 普及開発関係費の削減
- ・ テーマ研究の中止等
- ・ 消耗品費の必要最低限までの削減
- ・ 研修の縮小
- ・ システム委託等の中止
- ・ 附帯事業営業費用の削減⁴

上記コスト削減策に向けた具体的な行動として、東電及び機構において構築した検討・実施体制の下で、アクションプランに基づき直ちに具体的施策を実行し、平成 23 年度においては、1,215 億円のコスト削減を実行する。

③資産等の売却

i) 不動産

東電は、厚生施設や賃貸物件、社宅等の電気事業に直接用いていない不動産について、利用用途別に以下の 7 つに区分し、さらに変電所の有無によって細分化を行い、有効利用・処分方針の仕分けを行うことで、「売却」、「継続保有」

⁴ 平成 23 年 10 月に策定した緊急特別事業計画において、別項立てしていた附帯事業営業費用については、その他経費に整理している。なお、これによる平成 23 年度のコスト削減策の総額に変更はない。

又は「賃貸」のいずれかの処分方針に分類を行った。その上で、再開発物件等手続きに時間を要する物件を除き、原則として3年以内に時価ベースで2,472億円相当⁵の不動産の売却を実施する。

- ・ 賃貸マンション、賃貸オフィス、データセンター
- ・ 厚生施設、ホテル
- ・ 遊休、駐車場、貸付土地
- ・ 研修施設、PR施設、病院
- ・ 本社、支社、営業センター、研究所、コンピュータセンター
- ・ 社宅
- ・ 通信事業者向け局舎、福島第一・第二原子力発電所周辺及び電力所・その他

平成23年度においては時価ベースで152億円相当の不動産売却を目指す方針であり、各用途別の内訳は以下のとおりである。

図表 2. (1). ③. i 不動産売却計画

(単位:億円)

区分	上半期 (実績)			下半期 (見込)			年間合計		
	簿価	売却額	売却損益	簿価	売却額	売却損益	簿価	売却額	売却損益
厚生施設・ホテル				6	9	3	6	9	3
遊休・駐車場・貸付土地	1	27	26	6	115	109	7	142	135
PR施設	0	1	1				0	1	1
本社・支社・営業センター									
研究所・コンピュータセンター	1	0	(1)	-	-	-	1	0	(1)
計	2	28	27	12	124	112	14	152	138

売却対象ではない不動産についても、賃貸等の有効活用を行う。

ii) 有価証券

東電は、保有する有価証券について、電気事業の遂行に必要な不可欠なものを除き、原則3年以内で3,301億円相当⁶の売却を実施する。

このうち、平成23年度においては3,004億円相当(簿価)の有価証券売却を実施する予定であるが、平成23年12月末までの売却実績としては、上場株式については金融機関銘柄や通信事業銘柄を中心に、また非上場株式については投資額が多額の銘柄を中心に、合計3,058億円となっている。

⁵ 委員会報告に記載された評価額の算定時点における時価による評価額(P.56)であり、実際の売却額とは異なる。

⁶ 委員会報告に記載されている評価額(P.56)であり、実際の売却額と異なる。

図表 2. (1). ③. ii 有価証券売却計画

(単位:億円)

区分	H23/3期 簿価	H24/3期売却 (予定含む)		
		上半期 (実績)	下半期 (計画)	年間合計
上場株式	2,460	518	1,879	2,397
非上場株式	797	606	0	606
債券	0	-	-	-
その他	64	1	-	1
計	3,321	1,125	1,879	3,004

iii) 事業・関係会社

東電は、委員会報告において売却と整理された関係会社 1,301 億円相当⁷については、速やかに手続きに入り、原則 3 年以内に売却を実施する。平成 23 年度には、328 億円相当⁸の関係会社の売却を目指す。

また、東電と機構は、今回売却するとされていない事業会社についても、継続・非継続の切り分けについて精査を更に進めた上で、原則年内に事業の継続・非継続の方針を決定し、より幅広い範囲を対象とした売却に向けて検討を進める。その上で継続とされた関係会社についても、東電との取引減少に伴う売り上げ減少に応じた収支体質の強化を早急に図るため、①外注化していた業務を内製化することによる委託費の削減、②不要不急の投資の抑制、③人件費の削減といったコスト削減を実施するとともに、事業再編を進める。

iv) 附帯事業

ホームネットワーク事業及び給電スタンド事業は非継続とし、早急に処分方針を決定する。不動産賃貸事業、エネルギー設備サービス事業及びコンサルティング事業は、事業規模を縮小することとし、処理方針を早急に決定する。

v) アクションプランに基づく具体的施策の実施等

上記の資産売却に向けた具体的な行動として、東電及び機構において構築した検討・実施体制の下で、アクションプランに基づき、既に定められている実施計画を検証し、直ちに具体的施策を実行する。

また、資産売却の実施に当たっては、東電の資金繰り状況や市場の状況等を

⁷ 委員会報告に記載されている評価額。

⁸ 売却と整理された関係会社のうち、平成 23 年度中の売却が可能なものについて、委員会報告で用いた評価方法(P. 67)や市場価格法等を用いて評価した額であり、実際の売却額と異なる。

踏まえ、資産等の売却等の方法や時期、売却金額等が適切なものとなるよう、機構が常時、東電の実施状況をモニタリング・管理する。

加えて、安定供給面や経済合理性を勘案しつつ、電気事業資産（発電設備）の売却等について検討を進める他、権益確保、スマートメーターの展開、省エネサービス、発電事業等、東電の経営資源を有効活用した戦略的ビジネス展開を図るため、外部からも戦略的事業展開に向けたビジネスプランの提案を募り、優れた提案を実行する等の具体的施策について検討を進める。

（３）原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するための 東京電力による関係者に対する協力の要請その他の方策

政府は、平成 23 年 6 月 14 日付けの閣議決定（「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」）において、国民負担の極小化を図ることを基本として東電に対する支援を行う前提として、東電に対し、「迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること」、「最大限の経営の合理化と経費削減を行うこと」、及び「全てのステークホルダーに協力を求め、とりわけ、金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うこと」等を要求した。

また、機構法の附則第 3 条第 2 項において、「この法律の施行前に生じた原子力損害に関し資金援助を機構に申し込む原子力事業者」は、「当該原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施のため、当該原子力事業者の株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならない。」とされている。

これらを踏まえ、原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため、東電は、金融機関及び株主に対し、以下のとおり協力を要請する。

①金融機関に対する協力の要請

東電は、平成 23 年 9 月末時点において、66 行の取引金融機関から、長期借入金 3 兆 4,119 億円及び短期借入金 4,040 億円の合計 3 兆 8,159 億円を借り入れている。東電自身における取引金融機関に対する協力要請の結果、震災発生から平成 23 年 10 月末までの間、短期借入金については弁済期に借換えが行われてきたが、長期借入金については、弁済期に借換えが行われず、約定どおり弁済されてきた。なお、上記借入金のうち 1 兆 9,650 億円は、東電が震災後に主要な取引金融機関から実行を受けた緊急融資である（以下「緊急融資」という。）。

委員会報告に記載のとおり、原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため、東電のステークホルダーである取引金融機関に対し、東電の借

入金について、借換え等による長期に亘る与信の維持及び平成 23 年 3 月の借入残高の復元を要請するとともに、東電の資金計画に対する協力としての主要な取引金融機関による追加与信等を要請していくことが、東電の基本的な考え方である。

東電は、このような考え方の下、平成 23 年 10 月の緊急特別事業計画に基づき、「総合特別事業計画」の認定時までの間、取引金融機関に対し、以下の協力要請を行ったところ、現時点において対象となる全ての取引金融機関から協力を得ている。

- ・ 全ての取引金融機関に対し、東電の借入金について、随時借換え等のための融資等を実行することにより、主務大臣による同計画認定時の東電に対する与信を保つことを要請する。すなわち、短期借入金については、その元本相当額について、借換え等を行うことを要請する。また、長期借入金のうち、「総合特別事業計画」の認定時までに弁済期が到来するものについては、その元本相当額について、各弁済期において、借換え等を行うことを要請する。
- ・ 東電による被害者の方々に対する迅速かつ適切な賠償の実施等に万全を期すため、株式会社日本政策投資銀行に対し、被害者の方々に対する賠償金支払い等を資金使途として、3,000 億円の短期の融資枠(コミットメントライン等)を可及的速やかに設定するように要請する。
- ・ 東電の主要な取引金融機関に対し、緊急融資にかかる資金使途の追加を要請する。

②株主に対する協力の要請

東電は今回の事故により多数の国民に被害を与えたばかりでなく、機構から機構法に基づく多額の資金援助を受けるものであるから、国民負担の最小化を図るために、株主に対しても協力を要請することが必須である。

東電は、今回の事故発生後の厳しい財務状況等に鑑み、平成 23 年 3 月期及び 9 月期について、配当を実施しなかった。当面の間、無配を継続することが、株主に対する協力要請となる。

(4) 事業の円滑な運営確保のための方策

平成 23 年度夏期の最大電力（発電端 1 日最大。以下同様とする。）は、8 月 18 日に記録した対前年度比 18.0%減の 4,922 万 kW となったが、これは電力使用制限の実施や、需要家における節電への協力によるものであり、平成 22 年度の最大電力 5,999 万 kW を 1,077 万 kW 下回る水準にとどまることとなった。これに対し、供給力については、原子力発電所の停止等による供給力の大幅な低下があったものの、ガスタービンを始めとする緊急設置電源や、被災した電源の復旧、長期計画停止火力の運転再開によって 5,560 万 kW を確保した結果、電力需給のバランスを保つことができた。

また、平成 23 年度冬期の供給力については、柏崎刈羽発電所の定期検査等により供給力が減少するものの、被災した発電所が復旧すること等、追加の供給力確保に努めることで、現時点で 5,370 万 kW（平成 24 年 2 月の見通し）を見込んでいる。これは、東北地方太平洋沖地震発生前の平成 22 年度冬期の最大需要実績（5,150 万 kW）に対して一定の供給予備力を確保している状況である。

今後は、原子力発電所の発電停止に伴う供給力の低下や今冬及び来夏以降の需要増に対応するため、ガスタービンを始めとする緊急電源の設置や工事中の新設電源の建設を進めることを内容とする設備投資を行うこととし、平成 23 年度には、7,199 億円を計上する。

ただし、上記のとおり、設備投資の効率的な実施を図る観点から、その妥当性について引き続き検証し、投資額を抑制することに努める。

(5) 経営責任の明確化のための方策

東電は、平成 23 年 4 月、5 月及び 6 月において、役員報酬の減額措置を実施し、現在も継続している。これに加えて、同年 6 月には、当時の社長及び原子力担当副社長が退任した。

〈報酬減額の概要〉

代表取締役 （会長・社長・副社長）	4 月支給分：50%減額 5 月支給分以降：100%減額
常務取締役	4 月支給分：50%減額 5 月支給分以降：60%減額
社外取締役	4 月、5 月支給分：25%減額 6 月支給分以降：50%減額
執行役員	4 月支給分以降：40%減額

※監査役についても、監査役の協議により、取締役等に準じた減額が行われている。

一方で、「親身・親切」な賠償を確保し、東電福島第一・第二原子力発電所の安定状態の維持等を着実に成し遂げ、さらに経営合理化に向けた道筋をつけることが、まずは経営者に課せられた当面の責務である。

こうした状況を踏まえ、本計画においては、東電は、機構による多額の資金援助を受けるに当たり、上記の役員報酬の減額措置を継続するとともに、「総合特別事業計画」において、役員の退任や退職慰労金の放棄を始めとする、さらなる経営責任の明確化のための方策について結論を得る。

4. 資産及び収支の状況に係る評価に関する事項

(1) 資産の状況

本計画の策定に先立ち、委員会において、東電が①迅速かつ適切な損害賠償の実行、②事故収束・事故処理の完遂、③電力の安定供給の3つの課題に取り組むことを前提に、東電の厳正な資産評価と徹底した経費の見直しのため、その経営・財務に関して第三者的な観点からの調査が行われ、委員会報告に取りまとめられた。

この調査においては、単に一時的な東電経営のスリム化に寄与するだけでなく、長期的に東電が損害賠償、事故収束・事故処理、電力安定供給を行うための収益力を高めていくことにつながるべきとの観点から、より安定したキャッシュフローを生み出すことが見込まれる資産と、直ちに売却した方がキャッシュフローを生む資産との区分けや、長期的に企業価値の維持につながる経費と言わば割高な経費の区分が一つの目安とされている。

委員会の使命は、この調査の結果を機構に引き継ぐことにあった。機構は、委員会報告における事業用資産、有価証券、不動産等の評価結果について、現時点において可能な範囲で厳正かつ客観的な評価が行われており、その内容が妥当であることを確認した。その上で、これらを活用するとともに、実際に売却対象となりうる具体的資産の評価についての深掘り等を行い、本計画に反映した。

今後も、今春を目途に行う「総合特別事業計画」の策定に向けて、引き続き、さらなる精査・再評価を実施する。

(2) 収支の状況

損益及びキャッシュフローについては、資産と同様に、委員会報告における暫定的評価の妥当性を確認した上で、これらも活用しつつ、東電による資産売却の進捗、賠償金支払い等に伴う足元の資金繰り等について精査を行い、平成23年度の収支を評価し、本計画に反映した。今後、賠償請求の動向や、現時点で合理的な見積りが困難な賠償費用や廃炉費用等について精査を行い、より長い期間の収支の状況について、継続的な再評価を実施する。

5. 資金援助の内容

(1) 東京電力に対する資金援助の内容及び額

機構は、東電による賠償金の速やかな支払いを確保するため、平成 23 年 11 月に認定された緊急特別事業計画において、その時点での要賠償額の見通し 1 兆 109 億 800 万円から、原子力損害の賠償に関する法律第 7 条第 1 項に規定する賠償措置額として既に東電が受領している 1,200 億円を控除した金額を、損害賠償の履行に充てるための資金として平成 23 年度に交付することとしていた。しかしながら、要賠償額の見通しが 1 兆 7,003 億 2,200 万円となったため、機構は東電に対し、当該要賠償額から上記 1,200 億円を控除した 1 兆 5,803 億 2,200 万円を損害賠償の履行に充てるための資金として交付する。なお、交付の時期については、既に機構が交付した 5,587 億円を控除した金額を、平成 24 年度までに交付することとする。

(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項

本計画の実施に伴う東電による賠償金支払いの進捗や、除染費用等の合理的な見積りに伴い、要賠償額が増加していく可能性が見込まれる。

こうした場合において、被害者の方々に対する賠償金支払いに万全を期するため、緊急の対応が必要となる事態に備えて、機構において機動的な対応をとることが必要である。上記のとおり、委員会報告において、機構が損害賠償のために十分な資金援助のための資金枠を準備することを目的として示された試算値も踏まえ、平成 23 年度の政府予算において計上されている 5 兆円の国債の交付を受けた。

6. 機構の財務状況

現時点では負担金の収納が行われていないため、本計画に基づく資金の交付を実施するため、上記のとおり 5 兆円の国債の交付を受けた。被害者の方々を対象とする相談業務の実施や東電に対するモニタリングの実施については、出資金を充当することにより十分に対応することが可能である。

なお、本計画の変更に伴い、機構の予算計画も変更する。

以上